

第 1 編

序 論

第 1 章	中期基本計画策定に当たっての基本的な考え方	2
第 2 章	計画の構成と策定体制	3
第 3 章	財政状況	6
第 4 章	時代の潮流	8

1 中期基本計画策定の趣旨

(1) 中期基本計画の位置付け

総合計画「献上桃の郷こおり 未来躍動プラン」は、目指すべき町の将来像やまちづくりの基本方針を定めた「基本構想」(令和4年度～令和13年度)と、施策の基本的方向及び体系をまとめた「基本計画」から構成されています。

「基本計画」については、前期3年・中期5年・後期2年の3つの期間に分けることとしており、中期基本計画は、令和7年度から令和11年度の5か年に取り組む施策について定めるものです。

(2) 中期基本計画策定の背景

本町では、令和3年9月に総合計画「献上桃の郷こおり 未来躍動プラン」を策定し、町の将来像である「みんなが幸せを実感できる 元気なまち こおり」の実現に向け、基幹事業と位置付けた6つの重点プロジェクトをはじめ、3年間の前期基本計画(令和4年度～令和6年度)に基づき、鋭意各種施策を展開してきました。

この間、コロナ禍の克服はもとより、急激な円安などによる物価高騰の影響を受けた町民・事業者の支援、31年連続となる本町産桃の天皇家・宮家への献上、福島蚕糸跡地への商業及びアウトドア施設の開業並びに認定こども園の令和7年4月開園予定、町民みんなと目指す日本一健康な町に向けた「ヘルスアップタウンこおり」宣言、桑折西山城跡や旧伊達郡役所等の歴史的遺産の保存と積極的活用など、「桑折ならではの」取り組みを着実に進めることができました。

しかしながら、本町を取り巻く状況は、本計画の策定時から大きく変化し、人口減少・超少子高齢化の更なる進行に加え、深刻さを増す気象変動や災害の頻発化・激甚化、コロナ禍の影響による地域コミュニティの希薄化など、内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せています。こうした社会経済情勢の変化を踏まえるとともに、本町が抱える課題に的確に対応し、地域資源を基盤として、デジタル化の推進などの未来につながる変化も捉えながら、町内外の活力を呼び込み、町民が暮らしやすさを実感し、将来にわたって「住み続けたいまち 住みたいまち こおり」であり続けることを目指し、中期基本計画の策定を行うことといたしました。

2 計画の役割

本計画は、「町の将来像」を示す基本構想の実現に向け、基本方針の下に位置付ける個別の行政分野ごとに、「10年後の町が目指す姿」やまちづくりの基本目標、目標実現に向けた施策及び基本的取組事業などを「重点プロジェクト」「施策分野別基本計画」として掲げるものです。

また、本町のまちづくりに対する基本的な構想や施策の方向性を、町民はもとより、町外に発信する役割も担います。

3 「桑折町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との連動性

町総合戦略については、地域経済の発展や活力ある地域社会の形成、人口減少の克服を目指すものであり、「町総合計画」と同様の趣旨であるため、本総合計画では、「基本計画」と「総合戦略」を統合・一体化し、効率的で効果的な計画の推進や進行管理の徹底、町民に向けた分かりやすい説明につなげていきます。

桑折町総合計画 (桑折町まち・ひと・しごと創生総合戦略)

2022(令和4年度)～2031(令和13年度)



統合・一体化



整合

桑折町まち・ひと・しごと創生総合戦略

2015(平成27年度～令和3年度)

桑折町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

2021(令和3年8月改定)

1 計画の構成

本計画は、基本構想、基本計画で構成します。

Ⅰ 基本構想

● 成し遂げたい町の将来像、まちづくりの目指す目的・方向(政策・方針)

本町を取り巻く社会経済情勢と課題などを踏まえ、長期的な展望に立ちながら、これからのまちづくりを進めていく上での目指す将来像、10年後のまちの姿を示します。

⇒中期基本計画では変更ありません。

Ⅱ 基本計画(施策の方向性・基本的な事業)

● 将来像実現のための施策・方策

「基本構想」を実現するため、今後10年間にとるべき「より具体的な主要施策(手段)など」について、行政分野ごとに体系的に示すものです。

横断的かつ最優先に取り組む施策を「重点プロジェクト」に位置付けし、“桑折らしさ”を特徴付けます。

⇒中期基本計画では、令和7年度から令和11年度までの5年間に取り組む施策等を記載しています。

Ⅲ 実施計画(具体的手段)

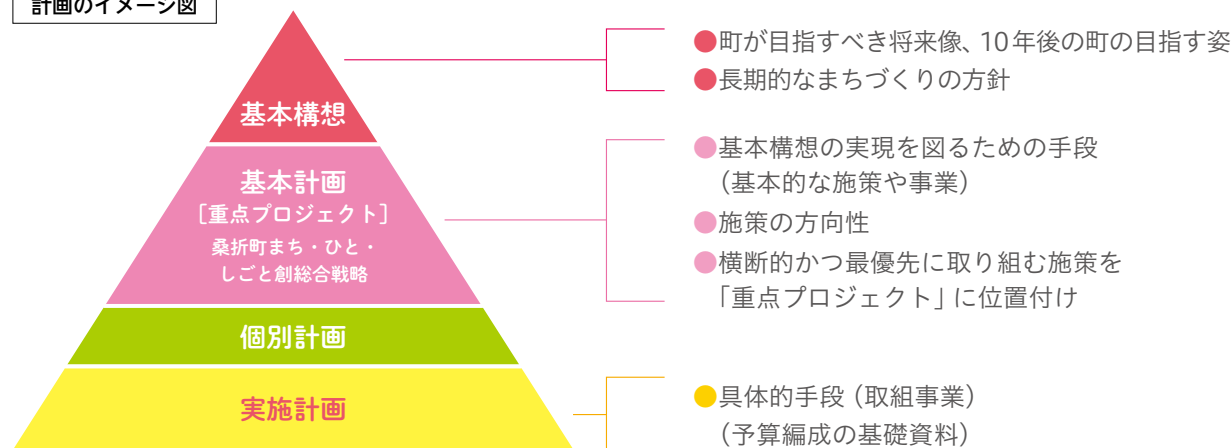
● 施策・方策実現のための手段

基本計画に基づく個々の事務事業について、年次別の「実施計画(基本事業・実施計画)」として別に示すものです。

実施計画は、別に定めて進捗状況を管理するとともに、事業成果や財政状況を検証して毎年見直し、予算編成に反映していきます。

※分野ごとに定める個別計画で補完し、具体的に取り組む詳細内容を定める場合があります。

計画のイメージ図



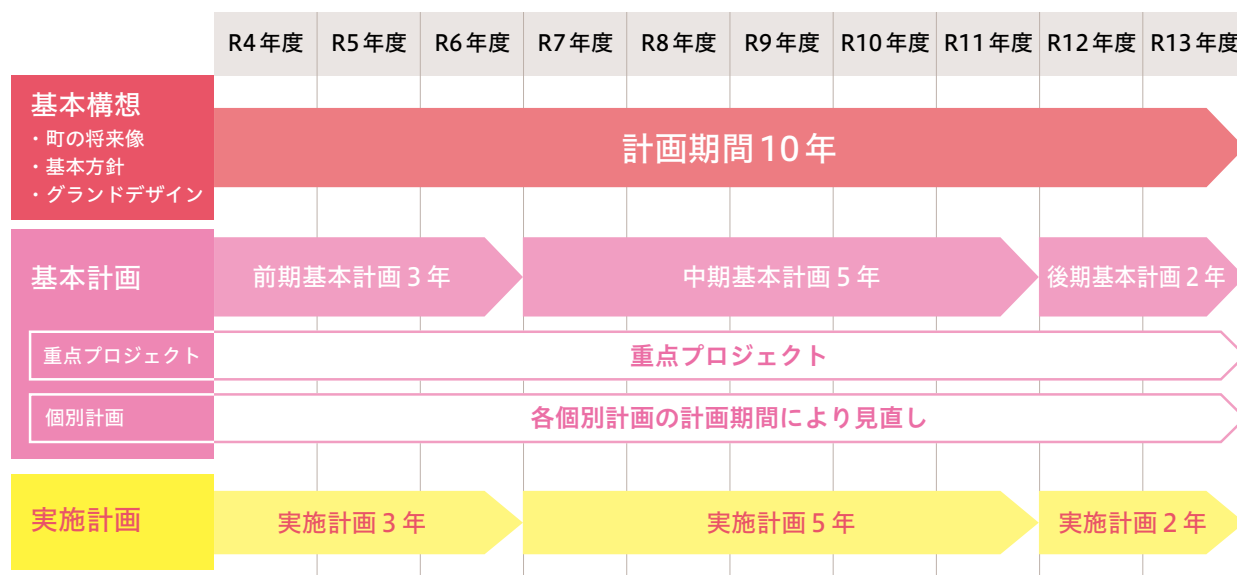
2 中期基本計画の期間

まちづくりの基本的な構想を示す「基本構想」については、中長期的(10年程度)な展望に立ちながら、令和4年度を初年度とし、令和13年度を目標年次とする10年間の計画です。

また、施策や基本的な事業を示す「基本計画」については、社会情勢や町民ニーズの変化、町施策の進展に対応するとともに、「桑折町まち・ひと・しごと創生総合戦略」も包含する計画であることから、令和7年度以後の国・県総合戦略との整合や連動、社会情勢の変化に対応できるよう、前期期間を令和4年度から令和6年度までの3年間と定めるとともに、令和7年度から令和11年度までの中期計画5年(令和6年9月策定)、令和12年度から令和13年度までの後期計画2年とつないでいきます。

なお、前期基本計画期間については、感染予防対策やワクチン接種など、町民の健康や命を守る安全・安心に資する施策や、社会・経済の段階的な再生など「コロナに打ち勝つ!」ための施策について最優先に取り組みました。

また、中期基本計画期間については、基本構想で掲げる将来像の実現に向け、急激に進行する人口減少対策や物価高騰対策、コロナ禍で低迷した賑わい創出、未来の人材を育む子育て支援、町民の健康や暮らしを守る施策の展開などについて、重点的に取り組みます。



※基本計画は桑折町まち・ひと・しごと創生総合戦略を包含

3 中期基本計画策定体制

(1) 推進本部会議

- 町長(本部長)、副町長・教育長(副本部長)、各課長等で構成。
- 総合計画中期基本計画案を決定する。
- 会議の進行は本部長があたる。

(2) 各課(実質的な作業部会)

各課では、所属長が中心となり、総合計画策定に必要な事項(基本計画案など)について取りまとめを行う。

(3) 事務局

事務局は総合政策課に置き、策定作業に係る総合的調整などを実施する。

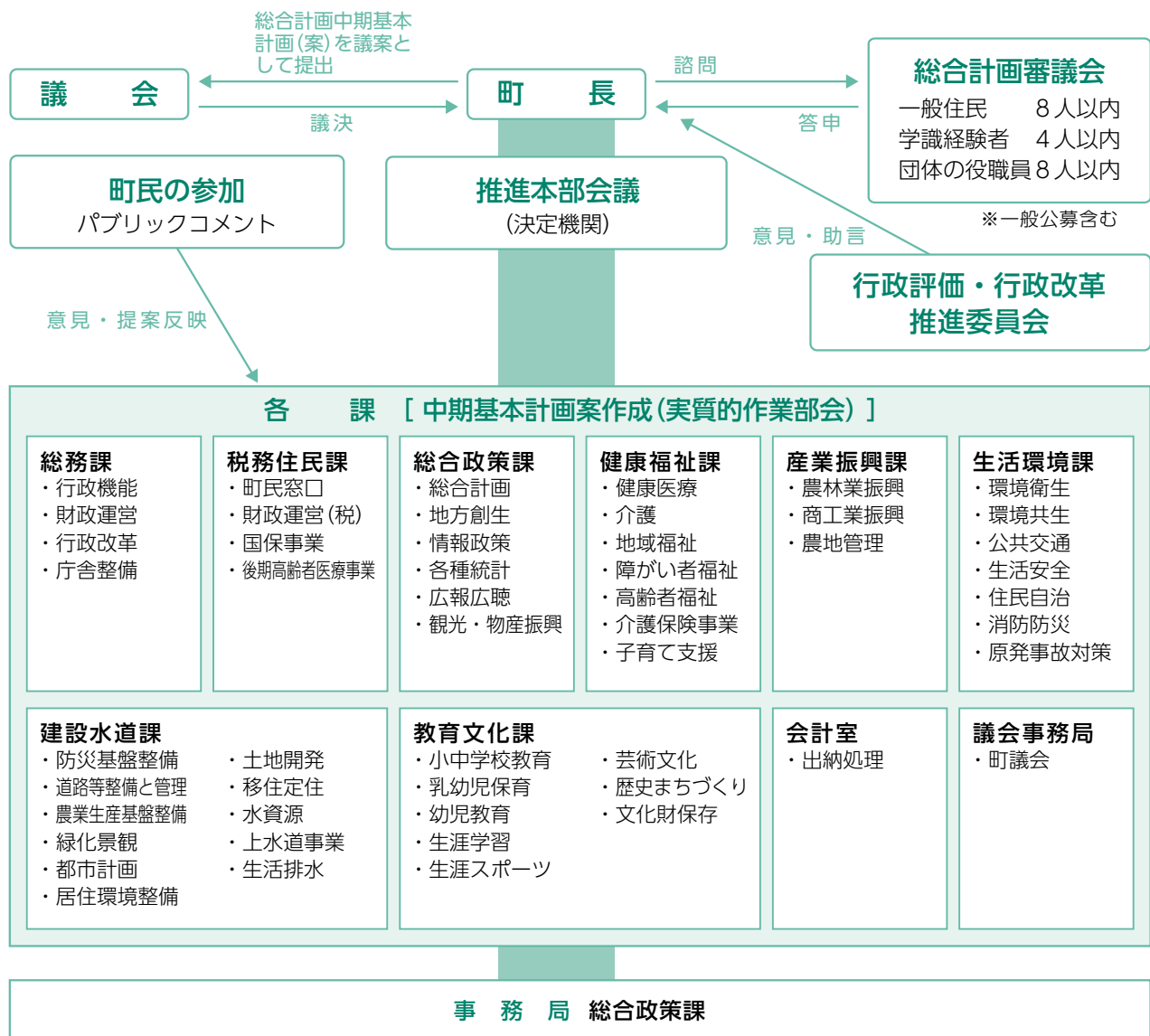
(4) 桑折町総合計画審議会

「桑折町総合計画審議会条例」による町長諮問機関。総合計画素案(基本構想及び基本計画)に関する事項について調整し、審議する。

(5) 桑折町行政評価・行政改革推進委員会

行政評価の実施及び行政改革の推進に関し、有識者及び町民から幅広く意見を聴き、効率的・効果的な事業の推進並びに進捗管理及び改善を図るために設置する。

中期基本計画策定体制図

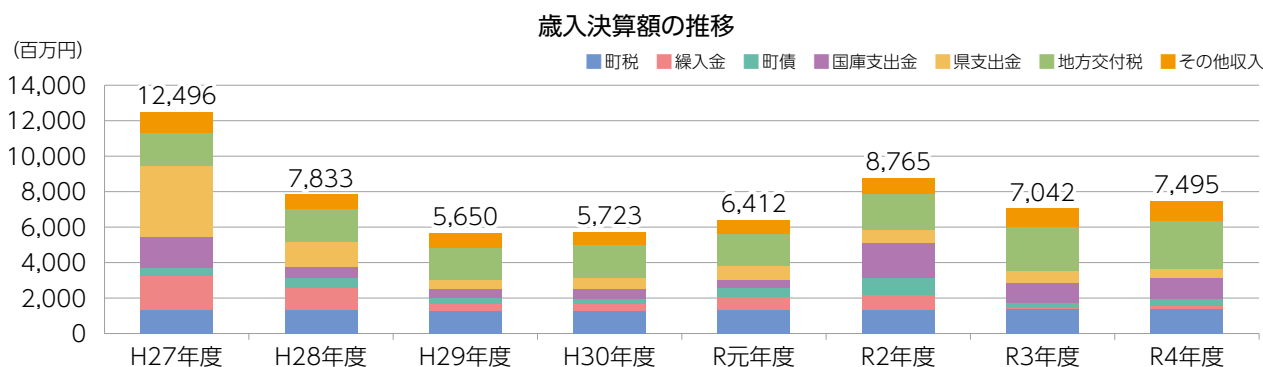


町の財政運営については、社会経済状況の変化や人口減少・高齢化などにより、多様化・複雑化・高度化する行政需要を的確に捉え、住民ニーズに応える各種施策を展開するとともに、事業実施に当たっては、財源確保を図り、「選択と集中」「最小の経費で最大の効果を上げる」ことを常に念頭に置きながら、健全性維持に努めてきました。

今後も、本総合計画に対応した中期財政計画の策定を通して、過去の推移と現状分析をしっかりと行い、将来見通しと今後の対応を具体的に示しながら、健全で持続可能な財政運営が求められます。

1 歳入

歳入については、企業誘致の促進や移住・定住人口の増加に資する施策に取り組みながら、税収の確保や収納事務の効率化を図るとともに、国・県などの補助制度の積極的な活用にも努めてきました。また、シティプロモーション※などPR事業の展開や魅力的な返礼品の充実が功を奏し、ふるさと納税の大幅な伸びが見られており、今後もさらなる財源の確保が求められます。

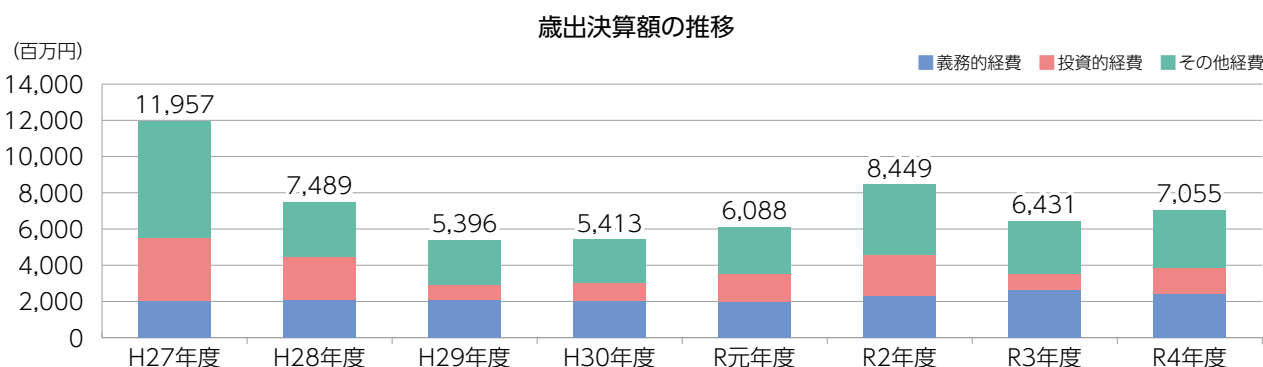


出典：総務課財政係資料

2 歳出

歳出については、事業の重点選択化と業務改善などによる効率的な事業の推進に努めるとともに、補助事業であっても多額の一般財源持ち出しや運用経費の増加を招かぬよう十分留意し、経費の節減・合理化に努めてきました。

今後は、「公共施設等総合管理計画」に基づく公共施設の適正配置と適切な管理に努めるとともに、超高齢社会における社会保障関連経費の増加、頻発する自然災害への対応など、さまざまな財政支出に柔軟に対応できるよう、より一層の健全な財政運営に取り組むことが求められます。



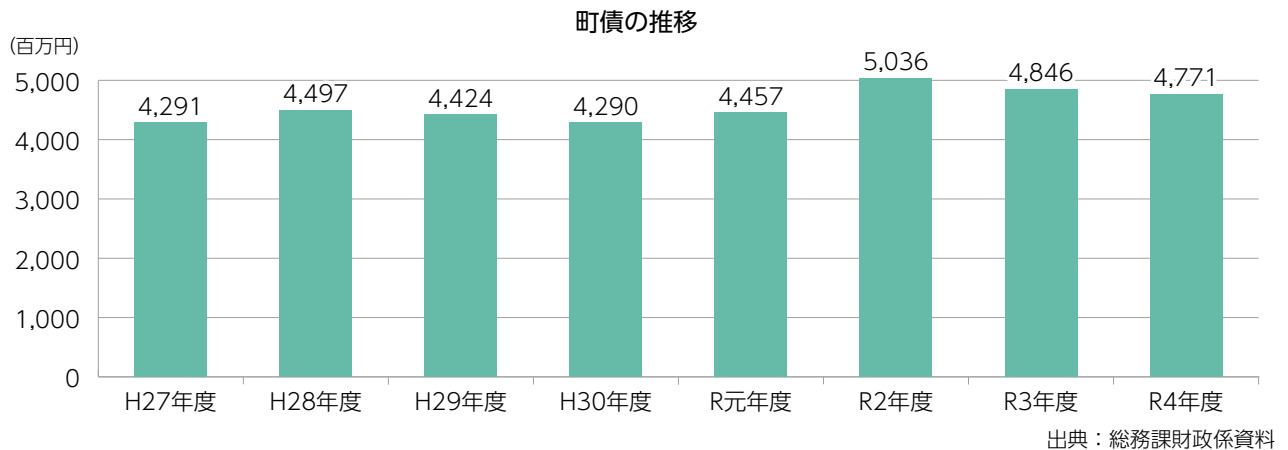
出典：総務課財政係資料

3 町債の推移(一般会計債)

町債は、国や銀行などからの借入金で、役場庁舎や消防施設、文教施設など将来にわたって長く使用される公共施設の整備事業や町民の安全・安心の確保に不可欠な事業など、一定の要件を満たす場合にのみ借り受けできる財源です。

近年は、役場新庁舎建設事業などにより地方債残高が一時増加したものの、着実に償還し、減少しています。

町債は、地方交付税措置があるものを活用し、後年度における財政負担の軽減を図っているものの、財政硬直化の要因となることから、起債事業の重点選別化及び適切な借入条件の設定に努め、長期的視点に立って町債管理の適正化をより一層推進する必要があります。

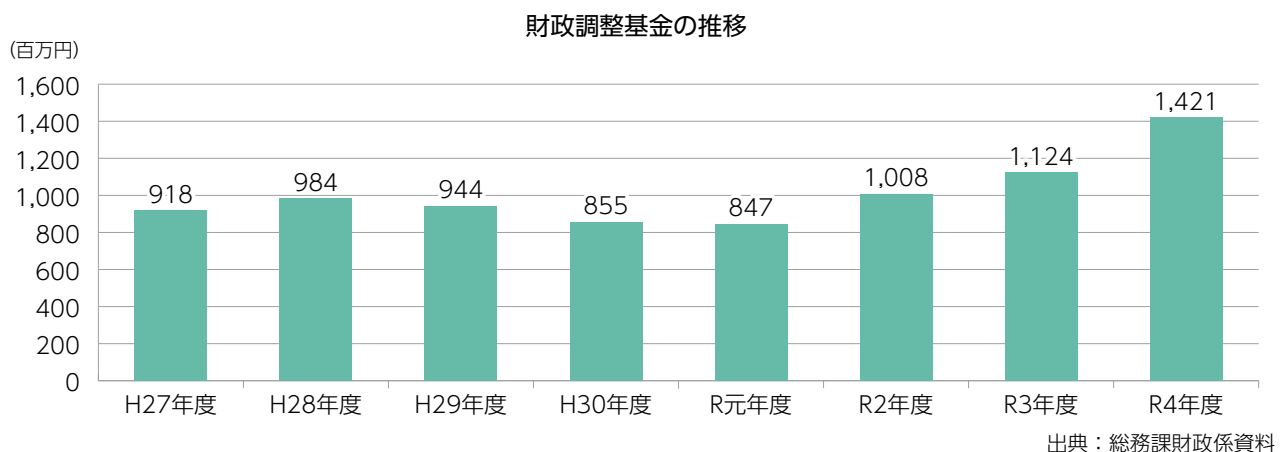


4 財政調整基金の推移

財政調整基金は、財源に余裕がある年に積立て、不足する年に取崩すことで調整し、安定した財政運営を図るための基金です。

基金には、「財政調整基金」のほか、地域振興や芸術文化、農業振興など、特定の目的のために活用する「特定目的基金」があり、予算編成時において、それぞれの目的に応じて、適正な活用に取り組んでいます。

引き続き、老朽化が進む公共施設の維持管理や自然災害などの不測の事態に備え、有効に活用していく必要があります。



1 町を取り巻く環境

(1) コロナ禍からの再生

令和2年から全世界で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月に感染症法上5類に移行しましたが、本町においても、3年間に及ぶコロナ禍の影響は計り知れず、医療、教育、経済、地域コミュニティなど、町民生活に深刻な影響をもたらしました。

町においては、ポストコロナ社会の構築に向け、疲弊した地域コミュニティや地域経済の再生に向け、各種取り組みを進めてきた結果、徐々にではありますが、回復の兆しが見えてきたものと捉えています。

(2) 人口減少社会への対応

本町の人口は、急速な少子高齢化の進行により減少し、2020年(令和2年)の国勢調査では11,464人となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月に発表した「日本の地域別将来推計人口」による本町の将来推計人口は、以前より人口減少が加速すると推計されています。さらに、企業経営者や大学教授ら民間の有識者でつくる「人口戦略会議」が令和6年4月に発表した『地方自治体「持続可能性」分析レポート』では、20～30代女性の転出割合が高く、妊娠適齢期の女性が少ないことが要因となり、本町も「消滅可能性自治体」に分類されました。

本町においては、就学や就職のタイミングで若者が町外に転出する傾向が依然として続いていることに加え、結婚観の変化や晩婚化、経済格差の拡大などにより、出生数が年々減少傾向にあり、大きく自然減となっているものの、ここ数年は社会増に転じていることから、人口ビジョン(令和3年度策定)の基準推計と比べて人口減少の幅が抑制されています。

しかしながら、今後とも予断を許さない状況が続くことから、人口減少社会を前提としながらも、本町の豊富な自然や歴史、上質な農産物などの地域資源はもとより、JR東北本線や国道4号に加え、相馬福島道路開通による交通体系の充実などを有効活用し、町の魅力を一層高め、生活の豊かさや幸せを実感できる社会の構築を図っていくことが必要です。また、持続可能なまちづくりに向け、少子高齢化への的確な対応と人口減少の抑制、多様な人材育成や交流促進などに資する事業に磨きをかけ、「桑折ならではの」地方創生を一層推進していかなければなりません。

(3) 都市的土地利用の推進

本町では、「桑折町都市計画マスタープラン^{*}」や「桑折町歴史的風致維持向上計画^{*}」などに基づき、良好な市街地の形成に向けて、地域の社会的・経済的・文化的活動の拠点にふさわしい中心市街地の再生に取り組んできました。

駅前周辺については、これまでの商業施設や医療機関に加え、役場庁舎の移転、福島蚕糸跡地の商業及びアウトドア施設の開業、令和7年4月には認定こども園の開園が予定されるなど、都市的機能集約による利便性の向上が図られています。

また、伊達桑折IC周辺については、伊達市において大型商業施設の開業が予定されており、今後、多くの人流が見込まれることから、本町の南の玄関口として旧伊達郡役所周辺に、歴史・文化・観光交流の中核施設整備を進め、歴史文化エリアの形成を図っていくこととしています。引き続き、本町の魅力発信と誘客促進に向けた取り組みを推進していかなければなりません。

商店街においては、相次いだ大規模地震による被災や人口減少・少子高齢化の進行による需要減少に加えて、後継者不足などを要因とした店舗の減少が進み、地域活力の衰退が懸念される一方、民間活力による住宅地の形成や旧役場庁舎などの町有地の有効活用など、中心市街地の再編が進んでいます。

今後とも、人口減少・少子高齢社会の中で、持続可能なまちづくりを実現するためには、行政施設や福祉施設、住宅、商業施設、公共交通機関など、多様な都市機能が集約する利便性の高いまちづくりを推進していく取組みが求められます。

(4) 防災・減災

近年、全国各地で地震や水害などの自然災害が激甚化・頻発化しています。災害はいつどこで起きるか分からず、ひとたび発生すれば、住民生活や産業・経済に甚大な被害をもたらします。

本町においては、有事に備え、ハザードマップ^{*}を逐次見直し町民への周知を図るとともに、「桑折町地域防災計画」に基づき、地域防災訓練や各種研修の実施により、防災意識の高揚に努めているほか、自治体や企業・団体との防災協定により、災害対応の強化を図っています。

地域防災力の中核を担う消防団については、後顧の憂いなく活動に邁進できるよう、施設や装備の充実を図っていますが、体制の更なる強化に向け、団員確保には、引き続き重点的に取り組んでいく必要があります。

(5)脱炭素・循環型社会の形成

国は、2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにする「脱炭素社会^{*}の実現」を宣言し、国をあげた「カーボンニュートラル^{*}」への取り組みを推進する方針を掲げています。

本町においては、平成27年3月に「再生可能エネルギー推進の町」を宣言し策定した「桑折町地域温暖化対策実行計画」や「桑折町再生可能エネルギー導入推進計画」に基づき、二酸化炭素排出量の削減のため、公共施設のLED化など省エネの取り組みはもとより、役場庁舎に再エネ設備を設置するとともに、太陽光発電やペレット^{*}・薪ストーブの利用促進に向けた補助事業を創設しました。また、水力発電や木質バイオマス^{*}発電についても導入可能性を模索したものの、実現に至らなかったため、今後も引き続き、新たな視点から検討を進めていく必要があります。

さらに、令和6年に「桑折町廃棄物減量等推進協議会」を設立し、ゴミの減量化とリサイクルの推進など、資源循環型社会の形成を目指す取組みを進めています。

(6)健康増進と福祉の充実

急速な高齢化の進行に伴い、疾病全体に占める悪性新生物、心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病による死亡者の割合が全国的に増加している中、福島県においては、健康寿命が全国で30位台と下位にあることに加え、心筋梗塞や脳梗塞で亡くなる人の割合も全国ワーストクラス^{*}にあることから、健康指標の改善が重点課題となっています。

本町においても、生活習慣病が町民の死亡原因の約半数を占めるほか、メタボリックシンドローム^{*}該当者及び予備軍の割合が多いことから、令和4年12月には「ヘルスアップタウンこおり」宣言を行うとともに、コンソーシアム^{*}「こおり健康楽会」の活動を通して、町民一人一人が健康づくりに関する意識を高め、実践できる健康環境の構築を図っていきます。

高齢者福祉については、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年以降、我が国の高齢化率はますます上昇していくことが予想されることから、中長期的な視点で、制度や施策の維持・充実に努めることが求められています。また、支援を必要とする高齢者一人一人が、可能な限り住み慣れた地域で健やかに安心して暮らせるよう、「医療・介護・予防・生活支援・住まい」のサービスを一体化して提供する「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進に向けて取り組んでいく必要があります。

(7)乳幼児保育と学校教育

出生者数が減少傾向にもかかわらず、核家族化や共働き世帯の増加などにより、家庭での保育が困難な乳幼児や児童が年々増加していますが、本町においては、待機児童ゼロを堅持することはもとより、保護者のニーズに添った子育て支援を実施しています。

乳幼児保育・教育については、醸芳保育所において、平成26年度以降、入所児が増加し続けていることに加え、施設の老朽化が進んでいることから、保育所機能について、令和7年4月より、民設民営の幼保連携型認定こども園に運営移行することといたしました。今後においては、醸芳幼稚園と認定こども園が連携を図り、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児保育・教育の充実と質の向上を図っていきます。

また、学校教育においては、本町の教育大綱の基本方針に基づき、桑折町の15歳の目指す姿「人間としての基本を身に付け、強みを発揮して、たくましく未来を切り拓いていく桑折っ子」の実現に向け、環境の充実はもとより、質の高い教育の実践に努めてまいりました。しかしながら、少子化が急速に進行する中で、本町においても学校の小規模化に加え、令和5年度より、複式学級編制となる学校が生じるなど、学校教育を取り巻く環境が厳しさを増したことから、令和6年度に「桑折町小・中学校のあり方検討委員会」を設置し、小学校の統合も選択肢の一つとして、小・中学校のよりよいあり方について総合的な検討に着手したところであります。今後は、アンケート調査結果などを通して、広く町民の意向を踏まえながら方向性を決定していく必要があります。

(8)産業の振興

本町の基幹産業である農業については、就農者の高齢化と後継者不足に加えて、異常気象や生産資材の高騰など、農業経営を取り巻く環境は厳しい状況に置かれているものの、特産の「桃」については、生産者の卓越した技術や高い生産意欲により、平成6年から連続で皇室献上品に指定されるなどの実績を残しています。町としては、「献上桃の郷」の商標を最大限に活用し、農家所得の向上と産地維持・継承に向け、シティプロモーション^{*}の強化を図り、更なるブランド化の確立につなげていく必要があります。

企業誘致については、現在、伊達桑折IC周辺の地理的優位性を活かし、三角地区において、民間事業者による複合型流通業務団地の形成に向け、取り組みが進められています。町としては、地域未来投資促進法を活用した規制の特例措置など多岐にわたり、民間開発を支援していく必要があります。

(9)自治体DXの推進

国は、令和2年12月に、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション^{*}推進を図るため、「自治体DX推進計画」を策定するとともに、令和3年に「デジタル社会形成基本法」を制定しました。また、「デジタル田園都市国家構想」ではデジタル技術の活用により、地域の個性を生かしながら、地域社会の課題解決や、地域活性化を加速することによって「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指しており、私たちの暮らし方や産業、教育など、地域社会全体はデジタル実装により大きく変化していくものと考えられます。

本町においては、国の方針に基づき、令和4年度に「桑折町DX推進計画」を策定するとともに、現在、本計画に基づき、申請管理システムの構築や、令和7年度の基幹システム標準化に向けた取り組みを進めています。

今後は、農業、産業、地域交通、行政サービスなど、さまざまな分野へのICT^{*}技術の積極的な活用推進を図るための環境づくりと人材の育成・確保に取り組んでいく必要があります。

(10)効率的・効果的な行財政運営の推進

本町では、激変する社会情勢の変化と住民ニーズを的確に捉えながら、令和4年3月に策定した「献上桃の郷こおり 新行政改革大綱」に基づき、効率的で効果的な行財政運営に努めています。

町財政については、近年、財政調整基金の取崩しを行うことなく、「桑折ならではの」各種施策を積極的に展開しながら、公債費の償還を着実に進めるなど、健全性が維持されていますが、今後においては、人口減少・少子高齢化、景気低迷などを要因とした町税の減少や、国の不透明な地方財政対策などにより、歳入面に及ぼす影響が懸念されます。

一方、歳出面においては、高齢化に伴い、医療や福祉などの社会保障費や扶助費に加え、公共施設の老朽化に伴う維持管理や更新費用などの増加が見込まれることから、引き続き、「重点施策への優先配分」や「スクラップ&ビルド^{*}の徹底」に努め、限られた財源を有効に活用する必要があります。

また、指定管理者^{*}制度の推進やアウトソーシング^{*}など、民間活力の積極的な活用を図り、効率的・効果的な行財政運営に取り組む必要があります。

2 SDGs^{*}(持続可能な開発目標)の推進

人口減少と超少子高齢化が進行する中、国は、将来にわたって人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりに向けた取り組みの推進に当たっては、SDGs^{*}の理念に沿って進めることで、地方創生の取り組みの一層の充実・深化につなげることができるとし、SDGsを原動力とした地方創生を推進しています。

本町においても、人口減少・超少子高齢社会の到来など、地域の課題が顕著となっており、持続的なまちづくりを実践していくためには、地域全体でSDGsの理念を共有し、多様な主体とのパートナーシップにより、新しい価値の創造や恵まれた地域資源の継承、地域経済の活性化などに取り組んでいく必要があるとの考えに至り、令和3年6月には、より良い未来を次世代に引き継いでいくために「地方創生SDGs推進の町」を宣言するとともに、令和4年3月には町民や町内事業者、各種団体等とのコンソーシアム^{*}「桑折町SDGs推進町民会議」を設立しました。今後は、産官学民が一丸となったSDGsの理念に基づいた取組みの推進が求められます。

本総合計画では、基本計画における各種施策において、関連するSDGsの17の目標を記載し、SDGsの理念を横展開することとしています。

《参考》 SDGs ～17のゴール(目標)と自治体の関係～

SDGsは、2015年に国連サミットで採択された「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」です。貧困や人種差別、環境破壊など、地球規模のさまざまな問題を解決するために、国際連合によって定められた2016年から2030年までの世界全体の達成目標で、17のゴール(目標)と169のターゲットから構成されており、誰一人として取り残さない、持続可能な多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むものです。

SDGsを推進することにより、行政、民間事業者、町民などの異なるステークホルダー^{*}間で地方創生に向けた共通言語をもつことが可能となり、政策目標の理解が進み、自治体業務の合理的な連携が促進されることで、地方創生の課題解決がより一層促進されることが期待されます。

目 標	目標の内容と自治体の関係
 1 貧困をなくそう 貧困をなくそう	【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての住民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
 2 飢餓をゼロに 飢餓をゼロに	【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
 3 すべての人に健康と福祉を すべての人に健康と福祉を	【目標3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要なものであるという研究も報告されています。
 4 質の高い教育をみんなに 質の高い教育をみんなに	【目標4】すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する 教育の中でも、特に義務教育などの初等教育においては、自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組みは重要です。
 5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を実現しよう	【目標5】ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う 自治体による女性や子どもなどの弱者の人権を守る取組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー*平等を反映させるために、行政職員や審議会委員などにおける女性の役割を増やすのも重要な取組みといえます。
 6 安全な水とトイレを世界中に 安全な水とトイレを世界中に	【目標6】すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに エネルギーをみんなにそしてクリーンに	【目標7】すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する 公共建築物に対して、率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援するなど、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。

目 標	目標の内容と自治体の関係
 働きがいも 経済成長も	【目標8】包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する 自治体は、経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
 産業と技術革新 基盤をつくろう	【目標9】強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る 自治体は、地域のインフラ*整備に対して、極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで、新たな産業やイノベーション*を創出することにも貢献することができます。
 人や国の不平等 をなくそう	【目標10】各国内および各国間の不平等を是正する 差別や偏見の解消を推進する上でも、自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等の無いまちづくりを行うことが求められています。
 住み続けられる まちづくりを	【目標11】包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する 包摂的で、安全、レジリエント(柔軟かつ弾力のある)で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
 つくる責任 つかう責任	【目標12】持続可能な生産消費形態を確保する 環境負担削減を進める上で、持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや4R*の徹底など、住民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
 気候変動に 具体的な対策を	【目標13】気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
 海の豊かさを 守ろう	【目標14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川などを通して海洋に流れ出ることが無いように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。

目 標	目標の内容と自治体の関係
 陸の豊かさも 守ろう	【目標15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
 平和と公正を すべての人に	【目標16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
 パートナーシップで 目標を達成しよう	【目標17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 自治体は公的／民間セクター、住民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

出典：一般財団法人建築環境・省エネルギー機構
「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標) ― 導入のためのガイドライン ―」を一部改編

